

芳賀町ブロック塀等撤去費補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、地震等によるブロック塀等の倒壊、転倒等を防止し、もって町民の安全を確保することを目的として、町が予算の範囲内において交付する芳賀町ブロック塀等撤去費補助金（以下「補助金」という。）に関し、芳賀町補助金等交付規則（昭和50年芳賀町規則第5号）及び芳賀町町税等の滞納者に対する補助金等の交付の制限に関する規則（令和8年芳賀町規則第11号。以下「制限規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 組積造の塀及び補強コンクリートブロック造の塀をいう。
- (2) 道路等 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条の道路のほか、一般の用に供している不特定多数の者が通行する道路をいう。
- (3) 撤去等 ブロック塀等の全てを取り除く又はブロック塀等を道路等の地盤面から高さ80センチメートル以下まで取り除き、当該取り除いたブロック塀等を処分することをいう。

（補助対象ブロック塀等）

第3条 補助金の交付の対象となるブロック塀等（以下「補助対象ブロック塀等」という。）は、町内にあるブロック塀等で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 道路等に面しているもの
- (2) 地盤面からの高さが80センチメートルを超えるもの
- (3) 別表に掲げる基準に適合していない項目が1以上あるもの

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象ブロック塀等の撤去等を行う事業であって、次の各号のいずれにも該当する事業とする。ただし、災害復旧事業は補助対象としない。

- (1) 補助対象ブロック塀等が築造されている土地又は附属する建物の販売、賃借を目的とした事業でないこと
- (2) 国、県又は町が行う事業による補償の対象となっていないこと

(3) 国、県又は町の他の制度による補助金の交付その他の補助対象事業に類する補助を受けていないこと

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 補助対象ブロック塀等の所有者又は当該所有者の2親等以内の親族で、補助対象事業に係る契約者となる者

(2) この要綱による補助金の交付を初めて受ける者

(3) 国税及び県税を滞納していない者

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象事業に要する費用又は補助対象ブロック塀等の長さ1メートル当たり10,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に2分の1を乗じて得た額(1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とし、10万円を限度とする。

(事業実施期間)

第7条 この事業の実施期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までとする。

(交付の申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)

は、芳賀町ブロック塀等撤去費補助金交付申請書(別記様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) ブロック塀等安全点検結果報告書(別記様式第2号)

(2) ブロック塀等の位置図、配置図及び現況写真

(3) 土地の登記事項証明書等のブロック塀等の所有者が分かる書類の写し

(4) 申請者とブロック塀等の所有者の関係が確認できる書類(申請者とブロック塀等の所有者が異なる場合)

(5) ブロック塀等の撤去等に係る同意書(別記様式第3号)(申請者とブロック塀等の所有者が異なる場合)

(6) 補助対象事業に係る見積書の写し

(7) 国税及び県税に滞納がないことを証する書類

(8) 同意書(制限規則の別記様式第1号)

(9) その他町長が必要と認めた書類

(交付の決定)

第9条 町長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 町長は、前項の規定により補助金を交付することを決定したときは芳賀町ブロック塀等撤去費補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により、補助金を交付しないことを決定したときは芳賀町ブロック塀等撤去費補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（申請内容の変更等）

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、申請の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに芳賀町ブロック塀等撤去費補助金（変更・中止）申請書（別記様式第6号）に当該変更に係る書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請があった場合は、速やかにその内容を審査し、芳賀町ブロック塀等撤去費補助金（変更・中止）（承認・不承認）通知書（別記様式第7号）により、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付決定者は、工事等が完了したときは、速やかに芳賀町ブロック塀等撤去費補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の完了後の写真
- (2) 補助対象事業に係る領収書の写し
- (3) その他町長が必要と認めたもの

（補助金額の確定）

第12条 町長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、芳賀町ブロック塀等撤去費補助金額確定通知書（別記様式第9号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた交付決定者は、速やかに芳賀町ブロック塀等撤去費補助金交付請求書（別記様式第10号）に交付決定通知書の写しを添えて、町長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付が決定している補助金の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該取消しに係る補助金の返還を芳賀町ブロック塀等撤去費補助金交付決定取消通知書（別記様式第11号）により、命ずることができる。

- (1) この要綱に違反する事実があったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

(3) 補助金を他の用途に使用したとき。

(4) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、前項の通知書に記載のある期限までに当該補助金を町長に返還しなければならない。

(補則)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

別表

(1) 組積造（コンクリートブロック造、石造、レンガ造等）の塀

項目		安全性に係る基準
1	塀の高さ	地盤から 1.2 m 以下とすること。
2	塀の厚さ	壁頂部までの距離の 1 / 10 以上とすること。
3	控え壁	塀の長さが 4 m 以下ごとに、塀の厚さの 1.5 倍以上突出した控え壁を設けること。
4	基礎	基礎を設けること。
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがないこと。

(2) 補強コンクリートブロック造の塀

項目		安全性に係る基準
1	塀の高さ	地盤から 2.2 m 以下とすること。
2	塀の厚さ	10 cm 以上（2 m を超え 2.2 m 以下の場合は、15 cm 以上）とすること。
3	控え壁	塀の長さが 3.4 m 以下ごとに、塀の高さの 1 / 5 以上突出した控え壁を設けること（塀の高さが 1.2 m を超える場合に限る。）。
4	基礎	コンクリートの基礎を設けること。
5	塀の健全性	塀に傾きやひび割れがないこと。
6	鉄筋等	塀の中に直径 9 mm 以上の鉄筋を縦横とも 80 cm 以下の間隔で配筋すること。縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けして定着すること。
		基礎の根入れ深さは 30 cm 以上とすること（塀の高さが 1.2 m を超える場合に限る。）。